

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：由利本荘市水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和18年9月30日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※		職員数※(H19. 4. 1現在)	38人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	83円(H18)	公営企業債現在高(百万円)	8,784百万円
累積欠損金(百万円)		利益剰余金又は積立金(百万円)	102百万円
不良債務(百万円)		財政力指数※	0.35(H18)
資金不足比率(%)		実質公債費比率※(%)	18.3(H19)
		経常収支比率※(%)	97.1(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
平成17年3月22日の合併に伴い、本荘市、矢島町、西目町、鳥海町の1市3町の上水道事業会計を由利本荘市水道事業会計に経営統合しました。また、平成18年4月1日に由利本荘市簡易水道事業会計（由利地区・法適用）を上水道事業会計に経営統合しました。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	水道事業公的資金補償金免除繰上償還に係る経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	由利本荘市企業管理者 佐々木秀綱
既存計画との関係	集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）、地方債同意等基準に基づく公営企業経営健全化計画（平成19年度～平成28年度）
公表の方法等	ホームページ、加えて繰上償還に係る企業債償還金の補正予算提出時に議会への説明を行う
基本方針	水道事業会計においては、現在累積欠損金はなく、一般会計からの基準外の繰入も受けていません。今後19年度から開始した施設整備計画にそって施設の拡張・改良を行っていく予定です。それに伴い減価償却費及び企業債利息の増加が見込まれますが、効率的な維持管理、経常費用の見直し等、より一層の経費の削減をはかり、今後も一般会計から基準外の繰入は行わないよう努めていきます。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		276.9	239.4	516.2
	補償金免除額		70.2	36.1	106.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		48	69	117

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債	237,796	299,214	239,364	776,374
合 計 (A)		237,796	299,214	239,364	776,374
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		237,796	299,214	239,364	776,374

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債	650	45,830	68,927	115,407
合 計 (A)		650	45,830	68,927	115,407
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		650	45,830	68,927	115,407

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水人口 65,850人 (H19.3.31現在) ・ 年間有収水量 8,241千m³ (H18決算) ・ 平成18年度決算において、供給単価は168円、給水原価は161円となっており、この値は同規模の水道事業体と比較すると低い値となっています。 ・ 水道料金収入については、人口の減少により家庭用（小口径）の使用料においては減少傾向にありますが、工場用（大口径）においてそれを上回る増加傾向にあるため、全体的には増収となっています。
経営課題	課題 ① 定員管理の適正合理化 類似団体587人に対し本市は1,229人と大幅に上回っている。適正規模までの人員削減をはかっていかなければならない。
	課題 ② 水道料金システムの一元化 市町村合併後も合併前の市町村単位の料金体系・料金システムを使用しているため、システムの賃借料、保守料等重複している費用があり経費増につながっている。
	課題 ③ 維持管理費の節減 老朽化が進んでいる水道施設が多数あり、今後修繕費等の経費が増大していくことが考えられる。
	課題 ④
	課題 ⑤
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	109.8	109.2	106.4	107.7	105.7	100.0	111.2	111.2	101.2	101.8
総収支比率(法適用) (%)	115.8	113.7	115.4	109.7	108.2	102.9	113.7	113.4	103.2	103.9
経常収支比率(法適用) (%)	115.8	113.8	110.5	109.7	108.2	102.9	113.7	113.4	103.2	103.9
営業収支比率(法適用) (%)	144.9	143.0	135.7	135.0	132.3	124.1	135.5	138.7	127.6	129.2
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	2.4	1.7	1.9	1.8	1.2	1.1	0.9	0.8	0.7
	うち基準内繰入金 (%)	1.3	1.1	1.0	1.1	1.2	1.1	0.9	0.8	0.7
	うち基準外繰入金 (%)	1.2	0.6	0.9	0.7					
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)									
	うち赤字補てん的なもの (%)	1.2	0.6	0.9	0.7					
	資本的収入分 (%)	7.5	5.2	4.9	8.6	4.2	2.1	0.9	1.2	7.5
	うち基準内繰入金 (%)	7.0	5.1	4.9	8.6	4.2	2.1	0.9	1.2	7.5
	うち基準外繰入金 (%)	0.6	0.1							
うち赤字補てん的なもの (%)	0.6	0.1								

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	一般用の使用量については今後減少することを見込んでいるが、工場用の使用量については今後工業団地への企業進出も予定されていることから大幅な増加を見込んでいる。それに伴い料金収入についても増加の見込みで計上している。
2 他会計繰入金の見込み	現在、上水道に統合する以前の簡易水道債の企業債償還元金・利子分について繰出基準に基づき一般会計より繰入を行っている。今後についても平成19年度の繰出基準に基づき計上している。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	現在、19年度～27年度までの施設整備計画にそって施設の拡張・改良を行っている。また、20,21年度において工業団地への企業進出に伴う浄水施設の新設等について計画している。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>・平成19年3月「由利本荘市定員適正化計画」を策定。事務事業や組織機構の見直しの他、民間委託や指定管理者制度の活用を図り、退職者の補充を抑制する。消防職員を除き、退職者の3分の1補充を基本とする。(H17～H23まで286人の退職(予定)に対し、112人の採用(予定)。5年間の純減率9.7%。(水道事業の5年間の純減率は5.4%) (課題①に対応)</p> <p>・職員の給与制度については、人事院勧告に基づき、引き続き情勢に適応した適正な給与制度となるよう努める。地域手当は支給していない。</p> <p>・技能労務職の給与については、地域の民間給与の実態把握に努め、民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡に留意し、住民の理解が得られる適正な給与制度となるよう検討する。取組方針の策定、公表の時期は未定である。</p> <p>・退職時特昇は市町村合併前から全廃している。</p> <p>・福利厚生事業については、共同互助会に対する公費支出の削減として負担金率の改定を実施するなど、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い適正に事業を実施する方針である。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>・水道料金の統一を視野に入れた、水道料金システムの統合等、賦課・徴収事務を一元化し重複している経費の解消をはかる。(課題②に対応)</p> <p>・浄水場の統廃合をおこなう。(孔雀館浄水場の廃止:平成21年度末に予定)(課題③に対応)</p> <p>・浄水場の運転委託について検討中である。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保	・該当なし
○ 料金水準が著しく低い団体にあつて は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組	・該当なし
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報 公開	・財政状況については、ホームページ、市広報誌に掲載している。定員管理の状況、給与情報の公開の状況についても同様である。
○ 行政評価の導入	・行政評価の結果に基づき、事務・事業の継続、廃止、拡充、縮小等を精査し決定する仕組みを検討予定。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	「由利本荘市定員適正化計画」に基づき、水道事業においても職員数の削減をはかる。平成20年度に2名減の計画となっているので、それに基づき人件費の削減をはかる。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・料金統一を視野にいた、料金システムの統合、賦課・徴収の一元化をはかり重複している費用の削減をおこなう。 ・老朽化している孔雀館浄水場を本荘地域の浄水場に統合（平成21年度までに予定）することにより、浄水場の管理委託費の削減を見込んでいる。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課 題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実 績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	245	257	265	252	261		249	233	233	233	233	
	改善額							12	28	28	28	28	124
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当負担金)	21	22	24	35	40		38	36	36	36	36	
1	職員数(人)	40	40	38	40	38		36	36	36	36	36	
	増減数(人)			-2		-2	-4	-2					-2
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増 減												
	企業債現在高	8,095	7,832	8,644	8,915	8,784		8,786	10,724	13,282	13,338	13,353	
	増 減		△ 263	812	271	△ 131		2	1,938	2,558	56	15	
							計画前5年間改善額 合計				改善額 合計		124
													(参考) 補償金免除額 106

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	67,654	67,097	66,718	66,360	65,850	65,890	65,702	65,509	65,359	65,165
年間総有収水量(千m ³)	8,001	7,925	8,137	8,171	8,241	8,199	8,754	8,929	9,163	9,367
公称施設能力(m ³ /日)	42,717	42,717	42,717	42,717	42,717	42,717	42,717	42,717	45,882	45,882
1日最大配水量(m ³ /日)	31,903	30,439	33,037	31,648	32,679	37,310	38,989	39,360	39,940	40,368
最大稼働率(%)	74.7	71.3	77.3	74.1	76.5	87.3	91.3	92.1	87.0	88.0
供給単価(円/m ³)	168	167	167	168	168	166	169	169	169	169
給水原価(円/m ³)	153	153	157	156	159	166	152	152	167	166

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成19年12月までに簡易水道事業統合計画書を作成し、それに基づき統合をすすめる。矢島地域の2簡易水道(元町南、龍之子沢)、岩城地域の2簡易水道(亀田、南沢)、大内地域の3簡易水道(岩谷、岩谷麓、大倉沢)については「統合簡易水道事業」で整備をする予定である。その他の簡易水道事業については、高低差及び水源水量の確保等を考慮すると、施設の統合整備は困難であるため、現況施設での経営統合をおこなう予定である。